

諮詢日：令和5年10月19日（令和5年度（情）諮詢第34号）

答申日：令和6年3月21日（令和5年度（情）答申第49号）

件名：盛岡家庭裁判所において特定期間に作成された、特定の時期に特定の小学校に入学等予定の児童等の触法に関する文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「令和3年11月1日～令和4年4月30日迄の間に盛岡家庭裁判所が作成、調査、送致、移管、移送、決定した令和4年4月に特定の小学校に入学・就学予定児童・生徒についての触法に関する司法行政文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、盛岡家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、盛岡家庭裁判所長が令和5年6月21日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が真に「不存在」であるならば、開示等決定に係る意思決定について規定の30日を大幅に超え、2回も延長した後、存否応答拒否にする必要はない。本件開示申出文書が「存否応答拒否」に値するかどうかの意思決定は、当初の30日の期間で優に足りるはずである。ましてや本件開示申出文書の通知期限の延長理由は「文書の探索及び精査」であり、不存在とは回答していなかった。このことから、開示を求める文書は確実に存在していると考えられる。

本件開示申出文書が存否応答拒否であることから、本不開示処分が妥当であるかを改めて確かめてもらいたい。本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当するか不明であり、不開示の原判断は不当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 盛岡家庭裁判所は、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、公にすることにより不開示情報である個人の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号に相当）を開示することとなることから、本件開示申出に対し、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで不開示の判断をした。
- 2 この判断に対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に同号に定める不開示情報に相当するか不明であり、不開示の原判断は不当であると主張していると考えられる。
- 3 本件において、本件開示申出文書の存否を明らかにすることは、本件開示申出で特定された範囲の児童等について家庭裁判所に少年事件が係属した（又は係属しなかった）という事実を開示することとなるところ、上記事実を公にすると、入手可能な他の情報と照合することによって、当該児童等を推測又は識別される可能性を否定することができない。また、少年事件が係属した事実については、それ自体プライバシー性の高い情報である。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすることは、不開示情報である個人の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号）を開示することになると考えられるため、文書の存否を明らかにしないで不開示とすることが相当である。
- 4 なお、苦情申出人は、延長通知が2回されていることから、本件開示申出文書は確実に存在していると推測されるため、存否応答拒否の回答は不当であるとの主張もしていると考えられるが、上記の結論は当該主張に左右されるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年10月19日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年2月16日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書の存否を答えることは、本件開示申出で特定された範囲の児童等について家庭裁判所に少年事件が係属しているか否かという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。そして、上記事実は、特定の個人を識別することができる情報には当たらないものの、仮に上記の児童等が関わる事件が存在する場合において、これを明らかにすると、児童等の関係者等一定範囲の者に当該児童等が推知されるおそれがあり、また、入手可能な他の情報と照合することによって当該児童等が識別される可能性が否定できない。これにより、当該児童等の権利利益が害されるおそれがあるといえ、上記事実の有無という情報は、法5条1号後段に規定する公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号後段に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 苦情申出人は、延長通知が2回されていることから、開示を求める文書は確実に存在していると考えられる旨主張するが、この主張をもって上記の結論を左右しない。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子